

相生市いじめ防止基本方針

相生市教育委員会

平成29年9月改定

目 次

1 いじめの防止のための対策の基本的な姿勢

- (1) いじめの定義
- (2) いじめについての基本的な認識

2 いじめの防止のために市が実施する施策

- (1) いじめ問題対策連絡協議会の設置
- (2) 教育委員会の取組

3 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 校内いじめ問題対策委員会(いじめ対応チーム)の設置
- (3) いじめの未然防止に向けた取組
- (4) いじめの早期発見に向けた取組
- (5) いじめの早期解決に向けた取組
- (6) いじめ指導年間計画の作成

4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会または学校による調査
- (2) 調査結果の提供及び報告
- (3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

1 いじめの防止のための対策の基本的な姿勢

(1) いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2)「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「影響を与える行為」とは、「いやがらせ」や「いじわる」等など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

(注) 文部科学省調査における定義による。

相生市としては、この定義の解釈を以下のように考える。

- ① 「表面的・形式的に行うことなく」とは、いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないこと。
- ② 「心理的、物理的な影響を与える行為」とは、いじめの態様のこと。具体的には以下のような態様を指す。

心理的な影響を与える行為：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる。いやがらせやいじわる等をされる。イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。
等

物理的な影響を与える行為：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

- ③ 「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」とは、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援すること。

また、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで調査のための指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが必要である。

(2) いじめについての基本的な認識

- ① いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものとされる。
- ② いじめは、人間として許されない、卑怯な行為である。
- ③ いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能となる。
- ④ 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われる。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会をつくる」とする認識の共有が不可欠である。

2 いじめの防止のために市が実施する施策

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため「相生市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

(2) 教育委員会が実施する施策

① いじめの未然防止への措置

- ア 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ 児童生徒が学級活動や児童(生徒)会活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う活動を支援する。
- ウ 教職員に対する研修を実施し、教員のいじめ問題に関する資質能力の向上を図る。
- エ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性などについての広報及び啓発活動を行う。
- オ 保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

② 早期発見・早期対応のための措置

- ア いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査及び教育相談を行う。
- イ 児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を受け付ける体制を周知する。

- ウ 「心理の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒・保護者からの相談を受ける体制の充実を図る。
- エ 「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを配置し、学校の開かれた生徒指導体制を推進する。
- オ 「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」を作成し、学校におけるいじめの防止等の充実を促す。
- カ インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。

③ 連携の強化

- ア より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- イ 関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する。
- ウ 保育所・幼稚園と小学校間、また、小・中・高等学校間の連携により、指導内容の共有を図り、一貫した指導の体制作りを行う。
- エ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校相互間の連携協力体制を整備する。

④ 教職員が児童生徒と接する時間の確保

- ア 事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- イ 学校評価・教員評価において、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を評価するよう必要な指導・助言を行う。

⑤ 特別な支援を必要とする児童生徒に対する配慮

- ア 個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、これらの計画に基づいた適切な支援が行えるよう指導を行う。
- イ 特別な支援を要する児童生徒の見守り態勢の強化・充実を図る。
- ウ 特別支援教育に係る研修を行い、教職員の資質の向上を図る。
- エ 各学校における通級指導学級による教育相談体制の充実により、児童生徒、保護者、学校に対する支援を推進する。

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。なお、策定・見直しにあたっては、校長を中心に教職員全員が検討するのみならず、児童・生徒、保護者、地域住民等と話し合う機会を設けて、意見を取り入れるよう努める。

(2) 校内いじめ問題対策委員会（校内いじめ対策チーム）の設置

各学校には、法第22条に基づき、いじめ対策についての総括的組織としての「校内いじめ問題対策委員会」を設置する。校内いじめ問題対策委員会は、いじめ対策についての意志決定を行い、全ての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための指導的役割を果たす。いじめの問題の対応には、学級担任等が、抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が重要であるため、校内組織を設置し、状況に応じたメンバーでチームを組んで指導する。

(3) いじめの未然防止に向けた取組

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、豊かな人間関係を築き、豊かな心を育てる、いじめを許さない土壌づくりに取り組むため、各学校においては、以下の点について、年間を通して予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

- ① 思いやりの心をはぐくむ教育
 - ② 豊かな体験を通した心の教育と温かい集団づくり
 - ③ 規範意識を身につけ、自浄力を持つ児童生徒集団の育成
 - ④ 教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整え、全教職員の協力体制の下で児童生徒に向き合う時間の確保
 - ⑤ 教職員の対応能力向上に向けた研修（法令の理解や危機管理意識の向上）
 - ⑥ 「いじめ未然防止プログラム」等の積極的な活用
 - ⑦ インターネットの正しい活用など情報モラル教育の推進
- ※保護者にもPTA活動等を通じて周知を図る

(4) いじめの早期発見に向けた取組

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながる。そのために各学校においては、次の点について、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に務めることが必要である。

- ① 児童生徒理解
- ② 信頼関係の構築
- ③ 相談機能の充実
- ④ 校外相談機関との連携

- ⑤ 日常的な実態把握（アンケート調査等）
※学校の状況に応じて記名式や無記名式を選択もしくは併用
- ⑥ スクールソーシャルワーカー等による専門的・多面的支援

（５）いじめの早期解決に向けた取組

- ① 全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - ア いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
 - ウ 傍観者の立場にいる児童生徒たちにも、いじているのと同様であることを指導する。
 - エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - オ いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ② 家庭や地域、関係機関と連携して解決にあたる。
 - ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないようであれば、「ひょうごっ子悩み（いじめ）相談」じょう等の相談窓口の利用も検討する。

（６）いじめ指導年間計画の作成

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。計画を作成するに当たっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。それらの取組状況等を学校評価の評価項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。

4 重大事案への対処

(1) 教育委員会または学校による調査

① 重大事態の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当の期間とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体について

調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

ア 学校が主体となって調査を行う場合

イ 教育委員会が主体となって調査を行う場合

が考えられる。その際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

④ 調査を行うための組織について

ア 学校が主体となる場合

各学校に設置している「校内いじめ問題対策委員会(校内いじめ問題対策チーム)」を母体とし、当該重大事案の性質に応じて、学校支援チームの派遣の地、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、外部の専門機関からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

イ 教育委員会が主体となる場合

法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とする。ただし、その構成員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門

家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、どのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は積極的に資料を提供し、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先した調査実施が必要である。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議して調査に着手することが必要である。

⑥ その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会において出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

さらに、学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

（２） 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

上記②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査については、教育委員会又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、学校支援チームの派遣による重点的な支援、児童生徒指導に選任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市会に報告する。内容については、個々の事案に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。